

長崎市住宅リフォーム支援補助金交付申請書

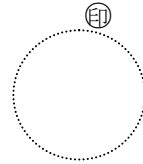
令和 年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

（ふりがな）

氏 名



長崎市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、長崎市住宅リフォーム支援補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況、固定資産に関すること及び住民基本台帳等について、市長が関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額	金 円
申 出 事 項	申請する建物等に対して、本年度、他の制度に基づく補助（その予定及び無利子貸付金等を含む。）の有無 → 有（ ） ・ 無 申請する建物等に対して、本補助制度による補助の有無 → 有（ 年度） ・ 無
添 付 書 類	1 改修計画書（第2号様式） 2 改修計画書附票（第2号様式の2） 3 固定資産税納税通知書の写し、固定資産税家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象住宅の所有者が確認できるもの 4 市税等を滞納していないことの証明書 5 工事内訳明細を示した見積書 6 住宅の全体及び改修工事の施工予定箇所の写真 7 手続を代理人が行う場合は委任状（第3号様式） 8 第2条第1項第4号に該当する場合は住宅改修工事に係る委任状（第3号様式の2）及び住民票の写し（改修工事を行う住宅の所有者の住所及び同所有者と補助対象者との続柄が分かるものに限る。） 9 その他市長が必要と認める書類

(第 2 片)

次の項目の全てを確認し、チェック (☑) してください。

- 申請者は、次の各号のいずれかの者であって、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない者とする。
- (1) 改修工事を行う住宅を所有している者であって、その住宅に居住しているもの又は長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの
- (2) 補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅を所有する予定の者であって、長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅を所有し居住することが確実であると市長が認めるもの
- (3) 住宅の所有者（当該住宅が未登記の場合にあつては、家屋台帳に記載されている者）が死亡し、当該住宅が未相続の場合においては、当該所有者の2親等以内の親族のうちその住宅に居住しているもの又はその住宅に居住していない者であつて長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱第12条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの
- (4) 住宅の所有者が、市長が特に認める事情により当該住宅を転出した場合であつて、当該所有者と同居していた当該所有者の2親等以内の親族が引き続き当該住宅に居住するときは、当該親族のうち当該所有者から改修工事の委任を受けた者
- 補助対象住宅は、自己の用に供し、又は供する予定の本市内に存する住宅である。
- ※ マンション等の集合住宅にあつては、補助対象者が専有し、又は専有する予定の部分に限る。
- ※ 店舗、事務所、賃貸住宅等との併用住宅にあつては、補助対象者の居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る。
- 補助対象住宅が共有財産である場合、全ての共有者からの同意を得ている。
- 補助対象住宅の立地が借地である場合、貸主の同意を得ている。
- 補助対象住宅が未相続の場合、申請者は法定相続人であり、他の権利者の同意を得ている。

(第 3 片)

- 補助対象工事の施工業者は、本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人である。
- 補助対象工事は、補助金の交付決定の通知があった日の属する年度の2月28日までに改修工事が完了し、工事代金の支払がなされることが確実に見込める。
- 補助対象工事は、下記の工事ではない。
 - 補助金の交付決定の前に着手した工事
 - 新築、増築及び改築工事
 - 下水道接続工事
 - 電話、インターネット等の配線工事
 - 公共工事の施行に伴う補償工事
 - 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く）
- 補助対象経費は、20万円以上である。
- 補助対象経費には、同一年度に本市又は国等の他の制度に基づく補助等を受け、又は受ける予定の場合には、当該補助等の対象経費を含まない。
- 工事経費総額は、施工業者からの見積書に記載された額を記入している。
- 工事経費総額に備品に係る費用及び用途の明確でない費用は含まれていない。
- 補助金の交付の申請をする日以前に、長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱に基づく補助又は本市の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合にあっては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費でない。